

**「養子縁組里親」希望者を対象とする認定前研修に関する研究**

○神奈川県立保健福祉大学 新保幸男 (1599)

公益財団法人鉄道弘済会 赤木拓人 (9134)

〔キーワード〕 特別養子、養子縁組里親、児童福祉 研修

**【1】研究目的**

養子縁組によって養親となることを希望する者（「研修修了」かつ「名簿登録」などという厚生労働省令で定める要件を満たす者に限る）のことを「養子縁組里親」として児童福祉法に位置づけるという規定（【第六条の四】第一号）などが盛り込まれた児童福祉法改正案が平成28年5月27日に成立し、同年6月3日に公布され、平成29年4月1日施行予定である。その「養子縁組里親」（候補者を含む）に対する「研修」及び関連業務のあり方について検討することが本研究全体の目的である。本報告では、①その「研修」の意義について探ること、②その「研修」を受けることになる「養子縁組里親」（候補者を含む）の「自己」の変化について探ることを目的とする。

**【2】研究視点及び方法**

全国69カ所の児童相談所設置自治体への実態調査及び関係者との意見交換に基づいて検討した内容の一部について「研修の意義」などに焦点を当てて検討を行う。本研究を進める際、井上保男・後藤友美（神奈川県）・ロング朋子（一般社団法人ベアホープ）・柴田千香（愛知県）の各氏との貴重な研究協議の機会を頻回に持った。

**【3】倫理的配慮**

本研究は、神奈川県立保健福祉大学研究倫理審査委員会の承認（保大第25-61）を得た上で、平成27年厚生労働科学研究「里親認定に係る研修に関する研究」（H27-特別-指定-037）の助成を受けて実施した。

**【4】研究結果**

（1）養子縁組里親を経由して養親となる者にとって

「養子縁組里親」になるための準備（「心の安定を確保する」「情報を得る」「基礎知識を獲得する」「自信を得る」など）をすることができる。

（2）委託児童を経由して養子となる児童にとって

安心して「委託児童」や養子になれる。「養子縁組里親」に委託されるか否かについて児童自身は自らの里親や養親を選択する機会がないことが一般的なので、「一定以上の資質や条件や知識を有する人」に養育される必要がある。

（3）実親にとって

我が子（実子）を養育してもらう人（「一定以上の資質や条件や知識を有する人」）のイメージができることで、「養子縁組里親」という選択肢を選ぶことに対する安心感を得ることができる。そのことで、「中絶をするか否か」「自らの手で育てるか否か」「入所型施設に委託するか否か」「養育里親に委託するか否か」「養子縁組里親に委託するか否か」などの自己

決定をしやすくなる。

(4) 児童相談所にとって

「養子縁組里親」として適切な人を選定すると共に、個別具体的な児童の「里親」を見つけやすくなる。「養子縁組里親候補者」への研修を提供することで、個別具体的な「養子縁組里親候補者」が研修に参加している状況を観察しうる。研修参加状況を観察することで、適切な「養子縁組里親」を選定すると共に個別具体的な児童の「里親」を見つけやすくなる。また、「養子縁組里親」に対する業務内容を従前より明確にすることができる。

(5) 国にとって

「養子縁組里親」という制度に対する(上記の)関係者や国民の信頼を得ることで制度を安定的に機能させることができる。児童相談所を設置する自治体に対して、「養子縁組里親」へ委託措置する際に基準を示すことができる。また、それらによって「養子縁組里親」制度を普及しやすくなる。そのことで、「家庭的な」社会的養護を推進することができる。

(6) 家庭裁判所にとって

「養子縁組里親」を経由して「特別養子縁組」の「養親」になることを希望する者について、「一定以上の資質や条件や知識を有する人」であることを判断しやすくなる。

**【5】考察：「(養親候補者の)自己」の変化を意識した「研修」のあり方**

人は今の「自己」で今の「課題」について考察し「判断」(自己決定)を行う。研修の成果は、人の自己決定にそれぞれの時期でどのような影響を与えるようになるのだろうか。

(1)・・・自己(A)→「不妊治療を受けている」→自己(B)→「養子縁組里親制度の利用について考え始める」→自己(B)→「児童相談所・あっせん団体に意思表示する」→自己(C)→「研修を受ける」→自己(D)→「養子縁組里親として認定される」→自己(E)→「養子縁組里親としてある児童を委託される」→自己(E)→「特別養子縁組制度を活用してこの子の養親となることを強く希望する」→自己(F)→「当該特別養子縁組が認容される」→自己(G)→「特別養子縁組をした親子としての生活がスタートする」→自己(H)→「真実告知をする」→自己(I)→「養子が成人する」→自己(J)・・・

(2) 養親になることを希望する人の「自己」の一連の変化を意識して、短期から長期の見通しを立てつつ、研修内容を組み立てる必要がある。

(3) 「個別研修」と「集団研修」

一人一人の「養子縁組里親候補者」に対する「個別研修」とともに、他の候補者との相互学びあいを重視した「集団研修」の意義もあると思われる。①「個別研修」と「集団研修」、②「研修」と「里親担当専門職による個別面談」、③「認定前研修」と「認定後研修」という3つの組み合わせを意識しながら研修内容を検討する必要がある。

(4) 「考えるための素材」と「考える方法」の両方を提供する必要がある。

「養子縁組里親」制度を活用した日常的な「委託児童と里親」との関係は日々変化し種々のバリエーションがあるので、「こうすべき」という結論のみを伝授するのではなく、具体的な場面で、その時の「自己」で判断できるような「考えるための素材」を提供するとともに、「考える方法」を身につけるための機会を提供する必要がある。